

平成22年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成23年1月19日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2 時開会

【会 長】大変お待たせしました。

平成22年度第6回の新宿区情報公開・個人情報保護審議会をこれからやらせていただきます。委員の方、どうもお集まりくださいまして大変ありがとうございます。

きょうは新年最初の委員会でございます、どうか今年もよろしくお願ひします。

それでは、まず事務局のほうから資料のご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】事務局の区政情報課長です。

本年もよろしくお願ひいたします。

最初に、平成22年分の源泉徴収票についてご説明をさせていただきます。

平成22年分の源泉徴収票につきまして、先ほど各委員にお渡ししました封筒の中に同封してございます。22年分の確定申告のときにお使いをいただければと思います。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

本日、事前にお送りしました資料ですけれども、資料55の「地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託について」から資料63の「区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について」までとなっております。

申しわけございませんが、説明の順序につきまして、諮問事項と報告事項の順序を説明者の都合によりまして一部変更させていただいております。よろしくお願ひいたします。

それから、本日、机上に「報告事項の取扱について」という、本日の諮問事項、審議事項ではないんですけれども、事務局の資料を1枚置かせていただいております。これにつきましては、前回の審議会の中で、報告事項について改善をしてほしいというお話が会長のほうからありましたので、事務局としての検討結果をまとめたものです。こちらにつきましては、審議に入る前に、今、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、「報告事項の取扱について」ということで「調査票の様式」というふうに書かせていただきました。こちらについて、調査票の様式もかなり細かくなっているんですけれども、実は以前は調査票のみで事業の概要がないという形で報告をさせていただいておりました。そういう形ですと、審議会から内容の理解が十分できないだろうというお話をいただきましたので、それを受けて事業の概要を添付するという形に平成19年度ごろから変えたという経緯がございます。そういった経緯を考えると、一覧表等にして簡略化した場合には、口頭の説明時間がかえって増えてしまうですとか、審議の中で内容が不明確になってしまうということもありますので、必ずしも審議時間の短縮にはつながらないということで考えております。

また諮問事項と関連する報告事項もございますので、そういったものについては一体として整理した方が分かりやすいというふうに考えております。そのため調査票の様式については、現行の様式で継続をさせていただければと考えております。

次に、「報告の時期」ですけれども、業務委託や指定管理、そういったものを複数年度継続する場合があります。取り扱う個人情報の項目や個人情報の管理形態、個人情報の保護措置の枠組みが同じである場合は、委託業者や指定管理者が替わっても、その都度の報告は要しないということにしております。

ただ、この場合、委託の開始時期、または時期の欄に「以降継続」という表示をするようにしております。平成18年度ごろからこういう運用をしています。それ以前、指定管理は余りないんですけれども、委託等についてのもので、以前のものについてはそういったものがないので、もう一回かかっている場合というのが確かにございます。また、そういったものを除けば、新たな報告事項等の開始に係るものと以前の報告内容の変更に係るもの、そういったものに集中しておりますので、報告の時期としては現行のものを継続させていただければというふうに考えております。

それから、ここからが一番問題なわけですけれども、「報告事項の内容による整理」、要するに報告としてかけなくてもいいものがあるんじゃないかというお話をいただいているところです。そちらにつきましては、事務局でも検討をしてみました。処理委託等について、類型化して報告を要しないとする運用については、類型化することによって、本来報告すべき案件が漏れてしまうおそれがあります。また、取り扱う個人情報の種類や量の多寡、量の多さや少なさ、個人情報を取り扱う場所、方法、そして講ずる個人情報の保護措置などの違いなど、委託にはいろんな内容がありますので、類型化自体がちょっと困難であるというのが現状だというふうに考えております。そのため、類型化して報告事項を報告を要しないという運用は現状ではなかなか困難かなというふうに考えております。

ただし、(2)の「報告を要しないとすることができるもの」ということで、その中でも何か少なくとも報告を要しないようにするものがないだろうかということで検討した結果、あて名ラベルを使っている処理委託の中で、その処理内容が、個人情報の収集ではなくて、単なる案内や資料を送付するものというのがあります。そういったものについては、平成23年度から報告事項から除外をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、「報告事項の取扱について」ということで、今回少し簡素化を図りたいというふうに考えております。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

何かご質問ございますか。

質疑どうぞ。

いろいろお考えになっていただいたんですけれども、やはりそれなりに問題がないわけじゃないので、これまでどおりにいきたいというふうなお答えをいただきました。

委員の方、どうぞご発言の際に、時間の面にも気を配っていただいて、できるだけ簡潔に手短にお話ししていただくようにしていただければと思います。

また、私、司会者ですけれども、機会がないものですからなかなかぱっと進められないようなところがありまして、もう少し司会者としての権限を発揮したらいいじゃないかと思われている方もいらっしゃるかもしれません。それほど変えることはできないと思いますけれども、その点、時々そういうことになる点があるかもしれませんけれども、どうかよろしくお願いいたしますと思います。

ご発言いただく当局の方々、理事者の方々ですけれども、できるだけ要点をお話しいただきたいと思います。

以上、従来どおりでいきますけれども、いろいろとご配慮いただければ大分違うと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいですか、それで。じゃ、そういうことで。

それでは、早速議題のほうに入りたいと思います。それでは資料56を今やります。最初に56です。

【区政情報課長】55のほうからお願いします。

【会 長】資料55からまいります。「地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託について」でございます。

じゃ、どうぞご説明をよろしくお願いいたします。

【景観と地区計画課長】それでは、資料55番になるんですが、「地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託について」ということでご報告させていただきます。

それでは、資料55の1ページ、内容は別紙のとおりになっていますので、後ろのほうにちょっと1枚めくっていただきます。

最初に、事業の概要でございますが、事業名については「地区計画等の策定に向けたまちづくりの支援業務」です。

担当課は景観と地区計画課です。

目的でございますが、まちづくりの機運が高まっている地区やまちづくりを考える必要がある地区について、地区計画等によるまちづくりのルールを策定するための業務支援ということでございます。

具体的な対象でございますが、新宿区内各地区の土地及び建物の権利者でございます。

事業内容でございますが、地区計画等によるまちづくりのルールの策定や地域住民との協働によるまちづくりの実現、まちづくり組織の立ち上げ及び運営などでございます。それから、地区計画等によるまちづくりのルールの検討内容やまちづくり活動の地域住民への周知、それから都市計画の決定に向けた手続ということでございます。区といたしましては、地区計画等によるまちづくりのルールを進めるために、新宿各地区の土地及び建物の登記事項証明書を委託業者に提供いたしまして、委託業者は当該地区内の土地及び建物の権利の状況の一覧リストを作成いたします。区といたしましては、一覧リストに基づきまして上記地域住民への周知を行うということでございます。

それで、もう一枚、別紙のほうに業務委託がついていますので、件名につきましては「地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務の委託」です。

担当課は景観と地区計画課です。

登録業務の名称でございますが、「地区計画等の策定に向けたまちづくりの支援業務」です。

委託先でございますが、未定となっておりますが、新年度に契約時に確定するというところでございます。その地区その地区で発注いたしますが、新年度の契約時に確定するというところでございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、主に土地・建物の登記事項証明書の内容でございます。土地及び建物の権利者の住所、氏名、それから土地の地番、地目とか建物の種類、構造等でございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、主にこの登記所からとってきましたものを事業者へ渡しておりますので、紙で渡しているということでございます。

それから、委託の理由でございますが、地域住民との協働によるまちづくりの実現に向けて、地区計画によるまちづくりのルールを進めるためということでございます。

委託の内容でございますが、先ほどご報告いたしましたとおり、区が提供する土地・建物の登記の証明書に基づきます権利状況の一覧表の作成でございます。

委託の開始時期及び期限ですが、23年4月上旬ごろから順次やっていきたい。個人情報の取

扱いでございますが、本審議会に報告後に行うということでございます。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たり、別紙「特記事項」をつけて契約するというところでございます。業務後は提供した情報を返却していただいています。

それから、業者に行わせる情報対策の保護ですが、責任者とかあらかじめ指定すると。提供された情報はちゃんと保管するというようなことでございます。

その裏面に「特記事項」ということで記載してございますが、今言ったような内容を再委託の禁止でありますとか適正な管理でありますとか秘密の保持について「特記事項」を付けて契約しているという趣旨でございます。

ご報告については以上でございます。

【会 長】 それでは、委員の方、ご質問、ご意見がありましたらどうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

【川村委員】 川村です。

そうしますと、確認ということであれなんですけれども、情報項目というのは、いわゆる登記簿をとれば分かるような、こうしたいわゆるオープンになっている内容を収集するというところで、それは集積するということであるのかということと、あと「電磁的媒体」ということも書いてありますので、ここについても内容について一応確認したいと思います。

【会 長】 はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】 今、川村委員のほうからお話が合った要するに登記所で登記簿でだけでも閲覧できる情報でございますが、そうしたものを役所のほうに取りまして、それで紙で集計していく。電子的媒体というのは、それを業者に渡しますと、今度、業者としてはそれをエクセルとか一覧表にして、それでCDに焼いたりして、それでまとめたものを納入したりしているということです。今、USBメモリーというフラッシュメモリーみたいなものにやることもあります。そういうような形で返してもらっているということでございます。

【会 長】 はい、どうぞ。副会長。

【副 会 長】 これ、一覧表をつくること自体が目的とはちょっと思えないんで、その後使うことが、結局、まちづくりなんか知りません。例えば協議会とか何か会議があつて、住民の人がわっと集まったり、何か関係者が集まったり、いろんな今後まちづくりの計画が進む間ずっといろんな形でこの表は使われるんじゃないかなという予測を勝手にするんですけれども、どう

いうふうに使われるのかということと、そのときの個人情報の管理はどうされるのかということをご説明してください。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】今、副会長がお話しになったとおりでございまして、地区計画というのは、都市計画法に位置づけられた地区計画、その地区の都市計画、ルールを定めるものなんです。そのときに、最初に権利者の意見を聞いて作りなさいというふうに法律で明記されていて、区のほうは実際は住民と一緒にあって案は作るんですけども、それを関係権利者が知っていないといけないと、知らせてその意見を聞いてやらなきゃいけないということがあって、都市計画法16条というのがあるって、関係権利者の意見を聞いたかどうかというのがあります。その中で、関係権利者ってだれなのという話で、もちろん住んでいらっしゃる方は地区で、ポストにいろいろ手紙なんか入れれば分かるんですけども、ただ土地・建物の権利をお持ちの方というものが一番重いので、土地と建物の権利を持っていらっしゃる方に、その素案というんですか、区のまちづくりルールは必ず届いて、意見が伝わっているということがかなり重要でございまして、そういうことを繰り返し行っていくわけです。

その中で、説明会だとか何回も行いますが、そういう説明会なんかについても関係権利者の方々に十分周知した上で開かないと、後で漏れてしまったりするといけないということで、最後まで一回も使ったものについては、そのリストが、地区計画が確定するまでは使うということでございまして、保管については十分プライバシーとか、そういうことがよそに漏れないような管理を十分しております。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】それで、これは、保管は景観と地区計画課が保管するわけですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】業者から納入していったものはうちの区のほうで保管しております。

【鍋島委員】それで、使い道としては、そういう集会に集める、郵送するとか、そういうものに目的を絞って使われるのですか。

【会 長】どうぞ。

【景観と地区計画課長】そうですね。主に地区計画の案を主に地区外の方に郵送するとかの主に使っております。

【鍋島委員】そうすると、その環境と地区計画課の方、担当の方以外は後もずっと見ないわけですね、この一覧は。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】ほかの方が絶対見ないかとかないですが、主にはその担当が使うという事でございます。

うちの課の中で処理しておりますので、例えばほかの課に行くという事はございません。

【鍋島委員】区民も見ないわけですか。

【景観と地区計画課長】区民に公開するという事はございません。

【鍋島委員】ないわけですね。

それで、この所有者というのは、株式会社だとか事業者もたくさん入っていますけれども、それも入るわけですね。

【会 長】どうぞ。

【景観と土地計画課長】入ります。

【鍋島委員】ありがとうございました。

【会 長】ほかにもございますか。

どうぞ。

【井上委員】井上です。

先ほどの副会長の質問に関連するんですけども、最初に事業の概要を見ていると、いわゆるこれはリストをつくることを委託するとなっているんですけども、こちらの3ページ目になって委託理由になると、こういうまちづくりのルールを策定業務を進めるためとなって、まちづくりのルールを策定するのは区役所というか景観と地区計画課が策定するわけですよ。あくまでも今回単にいわゆる紙であったものをエクセルとか電子媒体に変えてくださいということをお願いするという事で、多分、副会長、そこは私もすごく疑問を感じたんです。要は、2ページか3ページか、どちらが正しいんでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】業務はまちづくりの支援業務なので、例えばまず登記所からとってきた紙を業者に渡して一覧表にして戻してもらうというのがあります。

それから、その業者が地域に入っているいろいろな案を作ったりしますので、その集会を持ったりするわけですね。そういうときには、その名簿をあて名ラベルに印刷して地権者に郵送したり、そういう作業も行ったりするんです。

【井上委員】それは先ほどの鍋島委員の質問と同じなんですけれども、あくまでもそれは地区計画課の中での何か個人情報保護であって、業務委託とは関係ないですよ。業務委託はあ

くまでも紙のものを電子媒体にしてもらおうということでもよろしいんですね。そこを確認、皆さん、したいと思っているんでしょう。

【会長】はい、どうぞ。

【景観と土地計画課長】その委託の内容によっては、その委託業者に対して例えば郵送をお願いしたりすることもありますので、例えば権利者の何千通というのはあるんですけども、それを委託業者のほうにお願いして郵送していただくということはございますし、それからそういうこともあるので、行って戻ってきてというだけではなくて、そのまちづくりの業務を業者と一緒にやっているようなところもございますので、ただその行ってこいだけではなくて、それに付随する業務もたくさん行っているということでございます。

【井上委員】ということは3ページなんですね。多分そこで皆さん質問が出ていると思うので、今回は業務委託でかけているんですよと言ったんですけども、その業務委託の範囲が、ただ作成するだけなのか、作成して郵便を送るところまでなのか、それともそれをまちづくり支援という形で何らかの提言をもらうところまでやってもらうのか、多分そのレベルがきちんと明確になって業務委託の審議なりに係るものにちょっとなっていないので、多分私の前の2人の方がそういう質問をしたと思います。そこはきちんとしていただければいいと思います。

【会長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】3ページに書いたとおりでございまして、地域住民との協働によるまちづくりの実現に向け、地区計画等のまちづくりルールの策定業務を進めるためというのが全体の業務でございまして、その中に権利者の把握という内容がございまして、その把握について、その内容も含まれて委託されているということでございます。

【井上委員】そういう意味では、その下の委託の内容は一覧作成だけじゃないということですね。

【会長】はい。

【景観と地区計画課長】一覧表の作成の委託以外にもございます。

【鍋島委員】私が前に聞いたのは、ちょっとそういう点が不安だったのでお聞きしたんです。やはり一覧表をつくるだけの業務しか委託内容にないんですね。だから、業者との協定書をつくるときには、これでいくと他の業務はどういうふうにしてもいいのかどうなのかわかりませんが、ここを通さないでやってしまうことになるわけですね。一覧表をつくるだけより、その他の業務のほうが、区民の私としては、個人情報漏れるといけないと、そういうことを心配するわけです。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】もちろん、委託業務というのは、そこに書いてありますように、地域住民と協働でまちづくり実現に向けて地域計画とのまちづくりのルールをつくるということで、いろいろ案をつくるのを協働でやったり、地元の協議会を立ち上げるというようなこともございまして、いろんな業務がございしますが、その中で権利者の意向を把握するというのが業務の中でございまして、その権利者の把握ということの中に、この今日ご報告していただいている登記所から登記簿をとってきたものをまとめて業者に渡して、それを集計して、表を作って、その表をそのまちづくり業務の中で活用しているということでございます。

ただ、その業者につきましても、委託内容、仕様書の方で、その業者がほかにその資料を流したりほかの目的に使ったりというようなことは禁止していますし、責任者を定めまして委託先でもきちっと情報の管理をしているということについてご報告したところでございます。

【会 長】はい。

【鍋島委員】ただ、やはりきちっとこの委託内容にそういう点も1とか2とかして盛り込んでいただかないと分からないと思う。

【会 長】はい、どうぞ。

【副 会 長】ここでは、発送業務の委託だけでも一つの議題として扱っているんですよ。今のこのご説明ですと、ラベルを渡すようなことも入っている。あるいは、この計画が、その名簿を見るだけじゃなくて、業者の方にそのリストを渡して作業させないと、実際はうまくいかないんじゃないかと勝手に思うわけですよ。例えば、わかりませんが、恐らくこれだけじゃ足りないから、家族の人数とか何かそういうことも調べられるんじゃないかなとか、いろいろなことを思うんで、だからもう少し事業の内容、計画課でおやりになることと事業者へ委託する内容をもう少し検討していただいて、時間があれば出し直すか補充していただくかどちらかでないと、ちょっと皆さんの質問がずっと続いていくかなと思いますけれども。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】今、副会長のほうからお話がございましたとおり、今日は委託の中の個人情報のお話ですが、委託した後どのような形で流れていくのかという部分については、追加でご報告させていただくようにさせていただきます。

【鍋島委員】悪いんですけれども、委託した後じゃなくて、委託する項目を増やさなくてはいけないんじゃないんですかと申し上げているんです。だから、今日のところはこの作るのだけをやらせていただいて、またもう一度、同じものでいいですけども、それを今度ここの関

連で使われるときの個人情報の保護ということをもう一つ出されて、それはまたそれで協定書の中に加えていただいたほうが私にとってはいいと思う。というのが、ちょっとバブルのときに痛い思いをしているんですね、区がかんだ事業でしたけれども。それはぽしゃっちゃったんですけれども、もうそういうすごい住民の経験がある地域があるんです。だから、うちのほうも入っていますので、だからシビアになるんです。

【会 長】はい。

【かわの委員】多分今のところと関連すると思うんですけれども、この委託開始時期及び期限ということで、これは4月上旬から以降継続というふうになっているんですけれども、これは地区計画なんかある場合に、その都度こういうことをやるということなのか、あるいは区内全域をこれ以降ずっと全部こういうのを調べ上げるという、そういうことを考えているんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】特定の地区を対象に委託しています。例えば新宿区何とか何丁目何丁目というような塊があって、その地区についてのまちづくりのまちづくり計画の作成みたいなものを委託しています。ですから、対象についてはその地区計画をつくろうとする対象の地区について発注しているということでございます。

【かわの委員】そうすると、ここで言う以降継続というのは、今例えば新宿区高田馬場のこの地域の話が出ていますと、2年後には例えば落合のほうへ出ましたと、それも含めてもう全部これで、2年、3年、5年、10年先のこれは以降継続というところで進めるという、そういう考えなんですか。これでいいということなんですね。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】要するにパターンは大体同じなので、要するに例えば今さっき例でここで落合何丁目になると、それが高田馬場何丁目になると、それでその地区ごとに例えば年間の予算がございまして、年間の計画がございまして、地区名が挙がっていますので、その地区その地区を順次発注していくというふうなことでございまして、以降大体同じような手順で進めていくということでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】そうすると、多分今からすると委託先というのは、普通はこれだけ電子媒体を紙にするとかというんだったら、そういう専門の事務業者が受けるのかなと思うけれども、今の感じからすると、委託先というのはそういう地区計画まちづくりをするところに委託するというふうになるんじゃないかと思うんですよね。だとすると、今心配されているように、そこ

がある意味で言うとかかなり個人情報を整理した後、そこは持って、それが引き続きその開発行為にというのか、そういうところに利用するためにつくるんだろうけれども、その辺の管理がどうなっているかということがすごくやっぱり今皆さん心配されているところじゃないかと思うんで、これだけ見ると、何かそういう専門のそういう業者みたいな何か事務業者のように聞こえるけれども、そうじゃない例えば何とか建設なのか、あるいは何とか地区の今、会議とか委員会とかつくとすると、そこになるとすると、その辺は、やっぱりその都度、委託先がかわってくるわけで、そうすると以降継続ということで本当にいいのかなというのが正直言ってちょっとありますけれどもね。

【会 長】どうぞ。

【景観と地区計画課長】主に発注先でございますけれども、事務業者ではなくて、まちづくりのコンサルタントの会社に主に発注しているところでございます。

【会 長】はい。

【かわの委員】だとすると、その都度、委託先がその地区計画を作るところにやるわけだから、それは多分そうでなければ話は進まないんだろうと思いますけれども、だとすると、より扱いについて慎重を期する必要があると思って、多分私も、皆さんと同じように、ほかの委員が言われていると同じように、ちょっと心配するところがありますので、多分やるとすればそういうふうに、そういう委託先にならざるを得ないだろうし、それじゃなきゃ意味がないと思うんですけれども、その辺をどう担保されるのかなというのがちょっと心配ですけれども。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】きょうは、この委託の中で登記簿からとってきたものを委託先に渡して、それで一覧表をつくって納入していただいて活用するということのご報告でございますが、その委託の全体像がよく分からないというお話がございますので、それについては次回にご説明したいと思います。

【会 長】ここでお諮りをしたいんですけれども、今の疑問なんかをちゃんと整理されないとやはりそのまま承するわけにいかないと思うんですね。幸いにしてこの件に関しましては、お急ぎですか。次の委員会まで待つていただくことはできるんですか。

【区政情報課長】次回で間に合うと思いますので、次回にもう一度改めて、地区計画の策定に向けたまちづくりで活用するところがあるということですので、そちらの部分を含めたもう一回報告をさせていただきます。

【会 長】景観と地区計画課長さん、まことに申しわけありませんけれども、次回に。

それから、その際にお問い合わせがあります。業者に関して今いろいろ問題が提起されましたけれども、この都市計画に係るものに限定されずに、全部の区政に関して業者に関連して何か問題が起こったことがあるのかどうかということをお調べになっていただけますか。例えば、業務委託なんかに守秘義務の条件を付けたりするでしょう。それを破った業者が今いるのかどうかとか、業者がそういうことを気にしなかったのかどうかという問題があったとか、区はそれをどう処罰したとか、そういったようなことに関してある程度私たちが、その業者のこと、その辺があるかとは思いませんけれども、一応それに関しての状況を理解したいものですから、できる範囲で結構ですので、ちょっとそういうことについてご報告いただけますでしょうか、次回に。

【区政情報課長】事務局です。

委託業者が個人情報の取扱いで事故を起こしたという事例があるかどうかということですよ。それについては、こういった個人情報、非常に大切ですので、私どものほうで事故取扱いマニュアルを定めてやっておりますけれども、個々の例えば非常勤の方が名簿をなくしてしまったとか、そういったのは何回かありましたけれども、大きな委託業者がこういった委託事業に係る中での事故というのは今のところは聞いておりません。ただ、過去においてどうだったかというのもちょっとありますので、その辺については調べて次回ご報告をいたします。

【会 長】そういう状況についてちょっとご報告いただければと思います。

鍋島委員、先ほど言いたいことがあるとおっしゃいましたけれども、それは今の業者の件に関連してですか。

【鍋島委員】はい。よろしく願いいたします。

【森岡委員】かわの委員がおっしゃったように、今までは四谷の何々地区の計画を進めるに当たってこういうことで業者に委託するという個々に出ていたんですよ。確かに効率の面からいけば、皆さんのほうは、私、予算書はわかりませんが、今度は新年度は何地区と何地区についての地区計画策定に当たるというのは予算書上では出ているのかもしれないけれども、今この時点の説明では何となくもう全部これをもって地区計画策定については委任してしまうんだとしたら、大変この委員会に対する提案の仕方が変更されたというふうに私も読み取れるんですよ。だから、それは、そういうふうに今後の能率的なことから考えて、同じことをやるんで、この包括的なもっと具体的な中身を詳しく書いた資料、これで今後は全部やらせていただくということを提案されているのか、予算上は今年ほどことどこの地区を一応手をつけますというのが出て、その何とか地区についてやらせてくださいかについても次のときにちょっと検

討して説明をしていただければと思います。

一括していいの悪いかは私からは申し上げませんが、一方、能率化の問題も出ているということであれば、でもこれは大変重要なことなんで、そのところもあわせて、委託の内容の具体的なことと包括でやるのか今年の予算の分だけ個々でやるのかだけちょっと検討して提案をしていただきたいと思います。

終わります。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、ただいま出ましたようなことについてご報告をよろしくお願いいたします。

それまで本件は一応ペンディングにしたいと思います。

【景観と地区計画課長】どうもありがとうございました。

それでは、次の事項にまいります。

最初に、資料56「すくすく赤ちゃん訪問事業のための誕生祝い品はがきの目的外利用について」でございます。

それでは、どうぞよろしくご説明をお願いいたします。

【健康推進課長】健康推進課長の杉原でございます。

私のほうからのご説明が3本続くのでございますが、まず「すくすく赤ちゃん訪問事業のための誕生祝い品はがきの目的外利用について」ご説明をいたします。

件名は今申したとおりでございます。

条例の根拠は第11条第2項第5号の目的外利用で諮問をいたすものでございます。

続きまして、資料の表をごらんいただきたいんですが、情報の保有元は子ども家庭部子どもサービス課でございます。

利用先は健康部と4カ所の各保健センターでございますが、担当の所管が健康推進課でございます。

登録業務は、子どもサービス課においては「誕生祝品支給」、健康部においては「すくすく赤ちゃん訪問」事業でございます。

登録業務の目的は誕生祝い品の送付のための申請はがきでございますが、目的外利用としては、すくすく赤ちゃん訪問事業への活用でございます。

記録媒体は、はがきに書かれている情報を各保健センターで紙台帳の一覧表に持つものでございます。

目的外利用を行う理由でございますが、誕生祝い品のはがきに記載されている特に電話番号

でございます。こちらを活用して、これまで連絡のとれなかった家庭にも連絡をとることで、すくすく赤ちゃん訪問事業の実施率を100%に近づけ、あわせて児童の虐待防止などにも努めていくものでございます。

目的外利用の情報項目ですが、保護者とお子様の氏名、子どもの生年月日、住所と電話番号です。

記録媒体はいずれも紙でございます。

利用の時期でございますが、今年の4月1日から以降継続させていただきたいと考えております。

次に、事業の概要でございます。

目的は先ほど申したとおりでございます。

対象者は新宿区内に居所を有する生後4カ月までの乳児のいる全家庭です。

事業内容ですが、区では、従来から母子保健法に基づいて、生後60日以内の新生児に対し、新生児訪問を助産師などで訪問してきました。平成21年4月から児童福祉法が改正され、この法に基づいて、乳幼児の家庭の全戸訪問、これは生後4カ月未満の乳児がいるすべての家庭を助産師などが訪問するという事業の実施が市区町村の努力義務となったため、区では乳児家庭の全戸訪問と新生児訪問の2つの事業をあわせてすくすく赤ちゃん訪問事業を保健センターが実施する事業として行っているものでございます。

平成21年度のすくすく赤ちゃん訪問事業における初回訪問実施率は約73%にとどまっております。

本事業は、今まで出生通知票によって訪問の申請承諾等があった家庭や、子ども家庭部への誕生祝い品の申請のはがきから電話連絡の同意を得られた家庭に連絡をして、訪問を行っていたものでございます。

今後は、本人の同意がなくても誕生祝い品のはがきに記載されている電話番号を活用できるようにして、これまで連絡のとれなかった家庭にも連絡を差し上げ、訪問実施率を100%に近づけ、あわせて児童虐待の防止などにも努めていきたいと考えてございます。

平成21年度の訪問実績や出生数はそこに書いているとおりでございます。

なお、子ども家庭部に、誕生祝い品のはがき、申請をされる比率でございますが、こちらは99%を超える新生児家庭から申請が出てございます。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞご発言をお願いします。

はい、どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

もうちょっとよくわからないんですけども、要は誕生祝いはがきに記載されている電話番号を活用すれば100%に近づける訪問ができるということなんですけれども、その前、本事業は今まで出生通知票による申請があった家庭や誕生祝い品はがきから電話番号の同意を得られた家庭に連絡をしということでやっていた。その今までやっていたことと、今までも誕生祝いにはがきから訪問やっていたんでしょう。それが、何がどう違うんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】これまでは、誕生祝い品の申込書のはがきの一番下の欄外に、この用紙をもとに、健康部の母子保健事業、お子様の健診などの連絡を差し上げてよいですかという問いかけがあり、はいといいえを設けて、丸をつけていただいて、はいに丸をつけていただいた方にご連絡してございましたが、この次からは、その欄外に、この用紙をもとに健康部の母子保健事業、お子様の健診のほかすくすく赤ちゃん訪問も明記して、そういう保健事業のためのご連絡を差し上げることがあります、ご了承くださいという文言を書き加えます。

【かわの委員】そうなんですか。そもそも、今までそういういいですかというふうにあったというのも何かちょっと変な感じかなという気がするけれども、いずれにしてもそれらは子ども家庭課で全部やっているところを、今度はそれを利用して健康推進課でそれを活用するという意味の事柄なんですね、これはね。そうすると、ほぼ100%訪問ができるんじゃないかと。この事業自体はすごく大事なことだと思いますから、生後4カ月までに全家庭が訪問できれば、それはそのための手段というのはいいかないというふうに思いますけれども、ちょっと今までとのつながりがどうなっているのかなと思ったんで、今の説明でおおむね分かりました。

以上です。

【会 長】ほかにございますか。

今ごろこういう質問するのはおかしいんですけども、私、2人の子どもがいて、生まれたのが、家内の実家の長野県で生まれたんです。1週間ぐらいで東京に帰ってきたんですが、その前にその2人の子どもの生まれたところがどこだったのか、今思い出せないんですけども、長野県のほうになるわけですか、それとも東京になるんですか、どちらにすればいいんですか。

【健康推進課長】基本的には出生届を出された自治体でございますが、早くに東京のほうに転

居されましたら、4カ月のときに最初の乳幼児健診も受けていただくこととなりますので、それに合わせての訪問になるかなと考えております。

【会長】東京で生まれたわけじゃないんだけど、長野県で生まれ東京で生まれたとなっているような気がするんだよね。

はい、どうぞ、井上委員。

【井上委員】かわの委員と非常に似た質問なんですけど、そもそもこのすすく赤ちゃん訪問というのは努力義務になってしまったというんですけれども、生後4か月の子どもに対して電話番号が基本的に分かっていなかったということなんですけど、今までは。

【健康推進課長】従来の新生児訪問の実施率は、平成18、19年度は30%台にとどまってございました。平成20年度から出生通知票に勸奨通知を導入することによって70%まで上げ、さらにこの誕生祝い品への申込書がほとんどの方が書いていただけますので、それを通じて少しずつ上げてきているところでございます。

電話番号はなかなか書いていただけなかったり、電話を差し上げても通じないこともございますので、全件把握しても100%はなかなか必ずとは申し上げにくいのでございますが、把握がこれまで足りなかったということでございます。

【井上委員】これ、個人情報を超えてしまっているんですけども、例えば何か生後4か月の赤ちゃんに伝染病がはやるとか、疫癘がはやった場合って、個人情報保護法ではエマージェンシーだということであるんな手を使うことなんですけれども、そのときに誕生祝い品の送付のはがきを使っているということ自体が非常に何か信じられない話であって、本来ならば、出生届とか、そういうオフィシャルなものに対してきちんと電話番号を書いて、いつ何があっても対応できるということをつくるのが健康福祉だと思うんですよ。

いろいろな手を使って100%にしたいんで、誕生祝い品も使いたいという文脈だったらすごくよくわかるんですけども、誕生祝い品のはがきが何か命綱みたいになっているというのが非常に何か危ういんじゃないかと思って、ここは根本的にすすく赤ちゃん訪問のベースとなるデータベースとか連絡先をきちんと取るような仕組みづくりをして、それでもってこのはがきも使わせてもらうというふうにするのが本来のあるべき姿じゃないかと思いますが、単なるコメントです。

【かわの委員】私も、実はいろいろ聞いて、何か変だなというふうに思って、やっぱり本来は、区が区なんだから、住民票だとか出生届だとか、そういう戸籍に関するとか、そういうものがあるんで、そこを活用して100%というのが、一般的には区がやれる、あるいは行政が

やれる一番あれじゃないかなというふうに思ったりするんだけど、そういうことではないんですか。今ちょっといろいろな委員が言われているように、だから区がこれを上げるから、だからじゃ私、もらいたいわというんでお母さんが手続をしたら、それが100%の命綱というのか根拠というのはちょっと何かいいのかな。いや、私、要らないよというふうにもしなったらそうだし……

【井上委員】100%に近づけるためにこれをやることに対して皆さんこれはオーケーだということでもベースの部分がおかしいんじゃないか。

【かわの委員】私もそんなふうに感じました。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】母子保健法に基づく3、4か月健診は、はがきで住所あてにご案内をしております。保健センターにお越しただいて健診を実施しますが、こちらはずっと90%以上の受診率でございますので、ほとんどの新生児について健診などはできてございますが、家庭を訪問されるということに対しては、すべての方がオーケーという返事をなかなかしてくださらなかったという部分がございます。

一方で、厚生労働省のデータでございますが、全国で130例近い乳児の虐待死亡がございます。そのうちの4割はゼロ歳児で、さらにその半分が生後4カ月になるまでに起きておりますので、早目の訪問によって特に支援を要する家庭をケアしていきたいと、そういうものでございます。

【かわの委員】だから、事業は大変いい事業であると思うんだけど、それがこのはがきを使うというのがちょっとどうなんだろうなというのが……

【会 長】マイクを使ってお話してください。

【鍋島委員】その健診のときは、保健所にその名簿はあるわけですね。私たち、今、先生もかわの先生もおっしゃったんですけども、やっぱりそれをここでこういうときに使えませんかとおっしゃるんだったらよくわかるんだけど、それは100%あるわけですよ、一応は九十何%ぐらいは。

【健康推進課長】100%ございます。

【鍋島委員】100%あるわけですよ。だから、それをこちらのほうで使うのでというので個人情報を使えませんかというのが今までいろんなところであった。他の課が持っているのをここに出して使いますというのを出したものですから、かわの先生と同じようにあれっと思ったんですね。そのほうが100%いくわけですよ。それはできないの。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】電話番号の把握率が非常に低かったものですから……

【鍋島委員】それも電話番号が入っていないんですか。

【健康推進課長】電話番号、必ずしも書かなければならないものではございません。

【鍋島委員】健診のほう。

【健康推進課長】はい。

誕生祝い品のほうでもなるべく書いていただくようにしているところで、こちらであればほぼ大丈夫かなと考えてございます。

【鍋島委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【副会長】この電話番号というのは、最近、携帯電話と固定とあると思うんですけども、そこらあたりはどのような把握になるんでしょうか、すみません。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】電話番号の書き方でございますが、3通りの選択があって、勤務先と自宅及び里帰り先も含めての自宅で、そのほか携帯電話、そのうちどの番号を書いても結構ということにしております。

【会 長】ほかにございますか。

本件は了承ということですのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

では、次の資料57にまいります。「特定保健指導対象者及び利用者の管理・分析のための電算処理システムの開発について」でございます。

どうぞよろしくご説明をお願いいたします。

【健康推進課長】引き続きご説明をいたします。

「特定保健指導対象者及び利用者の管理・分析のための電算処理システムの開発について」でございます。

本件も諮問でございまして、電子計算機による個人情報の処理開発でございます。

初めに、事業の概要でございますが、事業名は「特定健診・特定保健指導業務」、このうち特定保健指導に関する部分でございます。

担当課は健康推進課、目的は生活習慣病の発症や重症化を予防するものでございます。

対象者は40歳以上の国民健康保険の加入者。

事業内容、特定保健指導についてでございますが、特定健診の結果からメタボリックシンドロームに該当し、あるいはその予備群としてリスクが高い受診者を対象に、委託機関というのは契約先の医療機関でございますが、医療機関において生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導をドクターまたは栄養士、保健師などが実施してございます。

委託機関からの実施結果の報告に基づいて、23区では東京都の国保連とっております国民健康保険団体連合会の運用する特定健診等データ管理システムを使用して、データ管理を行っております。ここから先は開発の内容にも及ぶ説明でございますが、この国保連のシステムでは入力可能な項目が非常に少なく、特定保健指導の利用の勧奨や対象者、利用者の管理、特定保健指導の効果分析の機能などを有してございません。

また、それを保管する別のシステムもございません。特定保健指導の実施と評価には、経年的に個人別の実績管理が必要でございますので、区において十分な情報の蓄積を可能にしたデータベースを構築する必要があるというものでございます。

その次が詳しい内容でございますが、登録業務の名称は申したとおりでございます。

記録される情報でございますが、個人の範囲は、特定健康診査受診者で、かつ特定保健指導の対象者及び利用者でございます。

記録項目は、国保の記号番号、年齢、性別、受診券の整理番号、利用券の整理番号、住民番号、仮名氏名、漢字氏名のほか健診結果、健診受診日や健診実施機関などでございます。

それから、特定保健指導に入った方につきましては、特定保健指導の区分、これは状況によって動機づけ支援と積極的支援と2つに分かれております。行動変容ステージというのは、その指導によって利用者がどういう状況に変わっていったかというところでございます。

そのほかは、指導の終了日やその間の最終アンケートの実施結果や質問票の項目、アンケートへの回答項目、禁煙指導の回数や支援ポイントや支払い金額などなどでございます。

記録するコンピューターは、健康推進課に設置するスタンドアローンのパソコンでほかとの接続はいたしません。

新規開発と追加と変更の理由でございますが、冒頭の6行ほどは先ほど別のペーパーで説明したとおりでございます。なお書き以下ですが、なお、特定健診等のシステムから今回開発するシステムに完全に移行するためには、国への報告データなどを作成するなど、ホストのプログラムに大規模な修正が必要となるため、2つは並存をしていく考えでございます。

新規開発の追加・変更の内容としましては、簡単に申しますと、データベースに蓄積した情報について、個人単位での情報を検索できる機能、統計報告用の集計の機能及びデータの抽出機能を持たせるものでございます。

開発は担当課におきましてアクセスという簡易なプログラムで作成をいたします。

新規開発の時期ですが、この3月にも稼働させたいと考えてございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご発言をよろしく。

どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】赤羽です。

何かこれ、特定健診が始まったときにはこんなはずじゃなかったんですね、たしか。何か私、結局こういったデータ分析もして、それによって例えばそういった保健指導を受けなくちゃならない人が、人数が多いと、ペナルティーというかあるというようなことで、だからそういった分析なんかも全部その国保連がやるような説明でスタートした事業でしたよね、そもそもこれって。ちょっとその辺だけいいですか。

【会長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】特定保健指導の実施につきまして、そのご本人様が、対象者がより効率的に効果的に特定保健指導を受けられるよう、新宿区で独自項目として今回の情報を整えたいと考えているものでございまして、全国的なデータ管理は、それはそれで進んでいるとは存じますが、現場での保健指導については国保連のシステムでは不十分なところがあると考えてございます。

【会長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】ということは、じゃやはりこれを、特定健診を進めるに当たって必要だということで、新たな発想でやられた事業なんですか。そうですか。わかりました。じゃ結構です。

【会長】ほかにございましたらどうぞ。

どうぞ。

【ひやま委員】すみません、3ページ目の開発等を委託する場合における個人情報保護対策で担当課処理となっておりますが、これは入力もこの担当課で行うと、この担当課は健康推進課ということよろしいのでしょうか。

【会長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】入力もパスワード管理も、すべて担当課の、特にタッチする職員は限定して対応いたします。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

【かわの委員】そもそもこれだけのデータ、私、かわの達男のこのデータを新宿区に管理してもらわなきゃいけない何か理由があるかな。それで、これだけのデータを持って区は何をしようと思っているんですか。ちょっとすごい大変なまさに個人情報ですよ。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】ここに列挙した項目は、すべて特定保健指導を通じて、紙でございますが、すべて保有しております。こういう情報、質問項目等を加えて医療機関で保健指導を受けていただいて、私どもも控えを持つわけでございますが、こちらの個人の情報はもちろん厳正に管理しつつ、全体として特定保健指導の進行状況の集計その他検索機能を持たなければ、さまざまな指導を行っても、特定健診、特定保健指導という、こういう新たな保健行政の課題の進捗状況などが把握できない。最終的に活用していくものはほとんど統計的なものになるかと考えてございます。

【かわの委員】いや、だからこれは、例えばずっと自分がかかっている医療機関がずっと継続で持っているというのは、それは何となくわかりますし、そこへ行っていろいろあれだけれども、それを一括してこういう形で持つことによって、それはデータとしていろいろ活用できるのかもしれないけれども、そうすると住民番号まで含めたものできちんと整理をする必要が本当にあるんだろうかというふうに、正直言ってちょっと担当の人にここまで全部、新宿区の区民のデータが全部そこに、もちろん区民全員じゃなくてこの特定健診の受診者ですけれども、いやいや、そこまで必要なのかなというふうに正直言って、ちょっともう一つよくあれなんですけれども。

例えば、これは、じゃ私がこの記録を全部出してくださいというふうに言えば、それはいわゆる情報公開の手続を経ることになるのかどうかも含めて、それは開示はされるんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】まず、対象者がどのぐらいかのご説明をしてきませんでした。今現在1年度300人に満たないような数でございます。特定健診を受診された方は3万人ぐらいいらっしゃるわけでございますが、特定保健指導に移った方あるいはその候補の方でございますので、失礼しました、特定健診は1万6,000人ぐらいでございます。特定保健指導の利用者が300人ぐ

らい、数自体は少ないものでございます。

その上で、このデータでございますが、基本的には、すべてのデータ、ほとんどのデータはご本人様が紙でお持ちのものでございます。

なお、自己情報開示の請求がありました場合は当然対応させていただくものでございます。

【かわの委員】確かにこういう自分が行けば、それはそのデータとしてもらってあれですけども、その医療機関と私が持っていれば、自分が持っていればいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったりして、そもそもこれがどういう使われ方になるのかなというのが、率直に言って、何に使おうとしているのかというのが、これだけのものをちゃんとコンピューターに入れて記録してというのがもう一つよくはっきりしない中で、これだけのことをやっちゃっていいのかなというのが率直な私の感じなんですけれども、とりあえず私の感想を含めて、ほかの委員がどんなふうに思っているのかでまた参考にしたいと思えますけれども、とりあえず以上です。

【会 長】日本の福祉というのは申請主義とよく言われますね。どんな権利があっても、申請しないと、給付をもらえないとか、サービスを受けられないというものなんですけれども、こういう情報の収集、個人別にしっかりしてくると、申請主義から申請しなくても権利がある場合には私のほうに知らせてくれるとか、そういうようなサービスが少し違った方向によくなっていく可能性が出てくるものなんですか。

はい、どうぞ。

【健康推進課長】ご本人からのお問い合わせについては、このシステムによって迅速に対応ができるものと考えてございます。

【会 長】そうなってくると、個人情報については、知ってもらっては困るというものと、それから知ってもらったほうがいいという場合とあって、少し考え方が違ってくるかもしれないですね。知ってもらう権利というのがあるわけでしょう、その権利というのは。知らないがゆえにその権利行使できないんだけど、知ってもらったほうがいいという場合もありますね、場合によっては。そういう方に変化をもたらすという可能性はあるわけですか。

はい、どうぞ。

【健康推進課長】ここに持ち合せている内容につきましては、ご本人様と指導の実施医療機関、指導する保健センターなども含めて共有しているものでございますが、ご本人様のほうと私ども事務局との間でも、お問い合わせや利用勧奨などで意見交換や情報交換することがございますので、ご本人様の健康状況の推移や保健指導によってあらわれた効果、ひいては生活習慣病

の重症化予防など、十分、情報の管理は注意しながらこのシステムで効果的な対応ができるものと考えてございます。

【会 長】いかがですか、ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

【かわの委員】ここだけ教えてください。

新規開発・追加・変更の理由、3ページの、そのところの真ん中上から4行目の最後のところ、「特定保健指導の実施および評価には経年的、個人別の実績管理が必要である」、経年的な実績管理は必要だと思います。個人別の実績管理が必要だというのはなぜ必要なんですか。個人別の、区が個人別の実績管理をする必要が。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】特定保健指導といいますか、特定健診によって得られた腹囲、それから血圧や血糖値、脂質異常等でございますが、指導によって改善を目指してございますけれども、リバウンドをすることもございます。そして、一度は生活習慣病から遠ざかった方も、再びリスクが高まることもございますので、そういう部分も含めて個人単位での経年的な管理がご本人様にも私どもの保健行政の課題にとっても必要な課題だというように考えてございます。

【かわの委員】じゃ、最後の意見にします。

これは、本人にとってはそういう実績管理は必要だというふうに思いますけれども、それを区が果たして個々人のそこまで把握する必要があるのかなというのが、全体として例えば医療費との関係でどうなっているという経年的な数字は必要かもしれませんけれども、それを個人別の実績管理が区にとって本当に必要なというのは、私は大変疑問であります。

それから、これは当然と言えば当然ですけれども、何よりもこれだけのデータが、本当にきちんと少なくともそれが、漏えいしたり、あるいは漏れたりしたり、あるいは故意にであっても引き出せるようなことがあつては、これはもう絶対ならないわけで、そういうあらゆるセキュリティというのは極めて厳格にやっていくべきだというふうに、それは当然そうだと思いますけれども、そのことについて改めて言っておきます。ちょっとなかなかあれですね。

【会 長】これだけ情報が引き出され整理されてきますと、やっぱり個人のほうに対してよい状態をもたらすようなものにならなきゃならないと思うんですね。かえって情報によってそれを管理するという面だけが強くなってくるのは問題であるというご指摘はそのとおりだと思います。そういう希望といいますか、ここの辺によっては、そういう理解が、そういう強い方とそれほどでもない方と若干違いがあるかもしれませんが、一応この案に関しまして

は了承ということでもよろしいですか。承認ということでもよろしいようですから、そういう形にします。でも、今出ましたご意見、どうかよろしくお願いいたします。

じゃ、次にまいります。次は資料58「がん検診受診者の管理・分析のための電算処理システム開発について」でございます。

それでは、よろしくご説明をお願いいたします。

【健康推進課長】件名は「がん検診受診者の管理・分析のための電算処理システムの開発について」でございます。こちら、諮問でございまして、同様に個人情報の処理開発が入るものでございます。

資料で、事業の概要ですが、事業名は「健康診査（がん検診）」、担当課は健康推進課でございます。

目的は、生活習慣病予防対策の一環として、各種がん検診を実施して、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、がんについての正しい知識の普及啓発を図ることによって、区民の健康維持・増進に資するという目的の事業でございます。

対象者はがん検診の受診者。

事業の内容でございしますが、開発の目的も含めてご説明します。

区では、区民のがんの早期発見・早期治療に努めて、区民の健康増進に資するがん検診を実施しておりますが、現在、委託医療機関の受診分、これは病院及び診療所でございます、そこで実施したデータと区民健康センターで実施しているがん検診のデータ、これをそれぞれ別々の管理をしてございます。この受診者の健診結果のデータについて、健康推進課において、区民からのお問い合わせ、本人からの場合でございます、や国や都における各種統計調査への対応を容易にするために、両データを統合する1つのシステムを開発します。健康センターにおける同センター受診分のデータ管理については、開発後も独自のデータ管理をしてございますので従来どおりといたします。

対象のデータは平成18年度以降のがん検診の委託医療機関及び区民健康センターで実施した胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん検診の受診者データを対象といたします。

次の資料でございます。

3つ目の情報項目でございますが、個人の範囲は、先ほど申し上げたとおりで、年間5万人ほどでございます。

記録項目は、住民番号、性別、生年月日、病歴というのは、病歴は問診票に書かれた病歴で、

現在、本人が申告されたものでございます。検診歴、検診の結果、自己負担金の有無、生活保護の方は無料でございますのでその部分、医療機関番号でございます。

記録するコンピューターは、先ほどの案件と同様、健康推進課に設置するスタンドアローンのパソコンで、ほかとの接続は考えてございません。

新規開発と追加・変更の理由でございますが、がん検診を委託医療機関で受診した者のデータと、区民健康センターで受診した者のデータを統合して、区民ご本人からの問い合わせや国・都における各種統計調査への対応を容易にするためでございます。

新規開発の内容ですが、18年度以降の医療機関と健康センターでがん検診を受診された方のデータが検索でき、アクセスが容易になるシステムを開発し、将来のがん検診台帳などにもつなげていき、今後のがん対策の基礎データをここからさらに十分に把握していきたいというものでございます。

問題となっておりますのは、区民健康センターは、医師会に委託しているがん検診を独自の内容で所見や異常の有無についての書き方の区分が詳しく、健康増進法によるがん検診で把握する部分と差異がございますが、そこがすぐには変わらないものでございますから、両方から抽出した共通のデータで統合したものを持つというものでございます。

開発を委託する場合における個人情報保護対策、先ほどと書き方が変わって「自区内処理」とございますが、健康推進課で私どもの職員で限られた者だけがアクセスをするようにいたします。

開発の時期は本年3月を考えてございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたらどうぞ。

【川村委員】川村です。

そうすると、確認ですけれども、担当課、前の事項の担当課処理ということとこの自区内処理というのは、意味しているのは同じと、わかりました。

中身のほうなんですけれども、記録項目の中で「自己負担金の有無」ということがあるんですけれども、これを取る意味というのは何かあるのでしょうか。

【会 長】はい。

【健康推進課長】生活保護世帯で、やはりがん検診の検診票を請求されて送って紛失された場合に、また問い合わせがあったりします。その場合に、自己負担の有無もやはりその世帯によ

って違いますので、データとして持つておかななくてはなかなかご本人からの問い合わせなどに  
応じるのに難渋するところがございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】ご本人の利便のために必要だということなんですけれども、対象の方としては生活保護という非常にデリケートな内容もございますので、どういう必要性があるのかということ  
とでちょっとお伺いさせていただきました。

あと、この各種統計調査への対応を容易にするということなんですけれども、この統計調査  
で報告すべき内容というのは、この委託医療機関でやっているものと区民健康センターでやっ  
ているものと、どちらのほう为标准なものなんでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】対応するときは、健康推進課のほうで書式を用意して、両方からのデータを  
回答してございますが、委託医療機関で把握しているデータのほうが普通というか一般的でござ  
います。

【会 長】はい、赤羽委員、どうぞ。

【赤羽委員】新宿区の行動計画なんかを見てみると、過去のいろんな区内の例えばがん検診の  
受診者数と具体的にがんになった人がなかなかあいまいな数しか出ていなくて、例えば私が思  
うに、この今言ったところ、例えば区内のいわゆる委託医療機関と区民健康センターだけの受  
診分ではっきりとしたがんとして判断されるまでの分析ができるものが出るのかどうなのかと  
いうことが初めちょっとひっかかって、それで次のもっと大きな機関に行ったりするところま  
での個人情報もしっかり今回のこのシステム開発で開発をされなければ、やはりデータとして  
機能していかないわけですよ。その辺はどうなんでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】私どもも、今後、がん対策を進めていくに当たって一番懸念しているところ  
が、がん検診を受けて、それで精密検査の対象となった方が精密検査を実際に受けに行かれた  
か、その結果はどうかというところまでを今後は把握して、がん検診の精度管理というものを  
進めたいと考えてございます。その上で、今回まだこれはデータ管理だけでございますが、が  
ん検診の一層意義のある検診を進めていくためには、このあたり、特に検査結果が精密検査に  
つながるかどうかというものでございますので、そのあたりの管理と運用をしっかりしてい  
きたいと考えております。

【赤羽委員】個人情報で非常にデリケートな部分かもしれませんが、そこまできちっと情報把

握しないと、今回わざわざこうしたシステム開発する意図するところが本当に課長がおっしゃるとおりできないと思うんですね。そうした中で、例えば本来だとこれは区内の委託医療機関と区民健康センターだけの受診分だけのデータですけれども、例えば新宿区の場合なんかは人間ドックみたいな形で別の機関を通して検診する方もあるじゃないですか。本当はそんなことも、今、電子カルテなんていうのもあるから、そういったことを本当は手を挙げて健康部のほうに言えば、そういった情報をやりとりするぐらいのことだって本当はここまでやるんだっただけなのかなという気もあるんですけれども、これは第一歩としては非常に素晴らしいことだし、できればそういった個人情報ということであれば、今、課長がおっしゃったように、次の医療機関まで受診したかというその部分をしっかり、それこそ大事な個人情報ですけれども、聞いていただきたいと私は本当に切に要望いたします。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございましたらどうぞ。

【山村委員】この案件と前の案件と似ているところが結構あると思うんですけれども、もともと情報は紙ベースではどちらも保持していたわけですよね。それをデータベース化するということと、それからその情報を扱えるのが、でも担当課だけというところなんですけれども、今まで紙ベースで持っていたものを例えば計算機片手に一生懸命自分で分析したとしたら、こういった審議会にかける必要はもしかしたらなかったのかなと思うんですね。でも、それをこういった電算処理システムに乗っけるというところで、やはり私たちがちょっとナーバスになるところで、場合によっては簡単に流出してしまうのではないかというところだと思うんです。

ですから、前の件もそうだったんですけれども、もう既に今まで持っていた情報だけれども、それはシステム化されて、そのときに、今、担当課だけで処理しているわけですけれども、そのところの管理を徹底してほしいというのが区民としての希望です。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】特定保健指導のほうは人数が少ないんですが、がん検診のほうは対象者が非常に多いので、これまで、健康センターのシステム、あるいは委託医療機関分はホストコンピュータで持っているシステムをデータとしては活用する部分がございます。そのほか手入力をする部分とあわせて厳格に運用する考えでございます。

【会 長】かわの委員。

【かわの委員】すみません、ちょっとこだわるようで申しわけないんですけれども、先ほどの部分と記録項目で言えば住民番号ということ言えば共通で、それはそれで基本的には個人特

定はもちろんできるわけですよね。しかし、番号を見ただけじゃだれも入力した人はわからないと。なぜ前のほうには、仮名氏名、漢字氏名が入っていて、こっちの記録項目には、漢字氏名、仮名氏名が入らないんですか。あるいは、だから逆に言えば、前のほうはなぜ必要で、こっちは必要ないのか。

【健康推進課長】私ども、問い合わせ用には住民基本台帳の端末装置も持っていますので、そこでお名前等から住民番号に当たり、このシステムに持つのは住民番号からでございます。性別、生年月日等はデータ処理用のものがございます。

特定保健指導のほうは氏名が入るわけですが、特定保健指導のほうはこのシステム単独でご本人様への対応もすべて賄うことを考えてございます。

【会 長】よろしいですか。

【かわの委員】ちょっとだから、なぜこっちが必要でこっちは必要ないかという理由に今なっていますか、答えに。

【健康推進課長】特定保健指導のほうは、個人管理の画面を見ながら電話などで相対して話す内容や最近の取り組みについてお伺いするような時間がかかりあるだろうと考えてございます。

がん検診のほうの仕組みのほうは、本人からの問い合わせ等は、検診票の再交付、ほとんどそれか、あるいは乳がん、子宮がんのように、2年に一度受診すればよいという基準になっているものに対し、昨年受けたかしらというような問い合わせ等に対応すれば済むものでございまして、ご本人様とのコミュニケーションがこちらはそれほど必要なものとは考えてございません。

【かわの委員】そうすると、前のほうは、画面を見ながら個人とやるから、そこに、当然、名前が出なきゃいけないと、その名前は住民番号だけじゃやっぱりわからないからということと言っている使い方をするんだと、こっちはそういう使い方しないからということなんですね。そうですか。それは、じゃそれでなぜこっちに漢字があってないかというのはわかりますけれども、とりあえずいいです。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもありがとうございました。

それでは、資料59にまいります。「建築物衛生法施行規則の一部改正に伴う個人情報項目の追加について」でございます。

よろしくご説明ください。

【衛生課長】 衛生課長です。

件名は「建築物衛生法施行規則の一部改正に伴う個人情報項目の追加について」でございます。

2点の諮問でございます。

次のページをお開きください。

事業の概要でございます。

事業名は建築物衛生法に基づく監視指導でございます。

担当課は健康部の衛生課です。

事業の目的は、特定建築物について、理化学検査、維持管理状況の確認及び監視指導を実施することで、衛生的環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進を目的といたします。

対象者は、特定建築物の所有者、維持管理権原者などを初め、維持管理にかかわる関係者でございます。

事業の内容についてご説明をさせていただきます。

これは、今回、諮問の内容もあわせてご説明をさせていただきます。

衛生課では、特定建築物、特定建築物というのは、ご存じかと思いますが、簡単に言えば延べ床面積3,000平米以上の興行場や店舗などをいいます。この特定建築物について、法令に定められた事項を保健情報システムにより正確に記録管理するとともに、記録情報を活用しまして所有者などに対して衛生管理講習会を実施するとともに、理化学検査や維持管理状況の確認及び監視指導などを通常実施してございます。

こうした中で、22年4月22日の建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行規則の一部改正と同年9月28日の東京都規則の公布に基づきまして、特定建築物に関する新たな届出義務が生じまして、その内容というのは特定建築物維持管理権原者に関する以下の届出事項が追加されました。具体的に申し上げますと、特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所、法人にあっては、その氏名、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございます。

これらの事項を保健情報システム、既にある保健情報システム、これに追加入力し、台帳管理及び講習会開催等の処理を行いたいと考えております。

対象施設数は530件でございます。

3ページをお開きください。

外部提供の関係についてのご説明です。

この外部提供の相手方は東京都でございます。

外部提供を行う理由としましては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例で、東京都知事より委任を受け処理を行った事務情報を東京都と共有する必要があるために、提供を行おうと思っております。

外部提供を行う情報項目は、特定建築物維持管理権原者に関する氏名、住所及び郵便番号、電話番号、ファクス番号という項目でございます。

外部提供を行う際に使用する外部媒体は、施設一覧、施設台帳と、それから文書でございます。

外部提供の相手方としての情報保護対策としては東京都個人情報の保護に関する条例に基づき対応いたします。

外部提供の時期でございますが、審議会で承認をしていただきました後、実施をしたいと思っております。

4 ページをごらんください。

こちらは個人情報システム開発・変更関係でございます。

登録される情報項目でございますが、1 つには個人の範囲は区内の特定建築物の特定建築物維持管理権原者。

2 つ目の記録項目は、ここがございますように、氏名、住所及び郵便番号等 4 つの項目でございます。

3 番目に、記録するコンピューターにつきましては、健康推進課に設置してあります保健情報システムサーバー、これに追加をしようと考えてございます。

追加の内容は、先ほど申しあげましたように台帳管理及び講習会開催通知等の処理を入力した後に行いたいと考えております。

委託する場合における個人情報保護対策でございますが、委託業者は新宿区健康部健康推進課における情報セキュリティ実施手順を遵守の上、契約を履行いたします。

追加の時期でございますが、審議会承認後、今年度中に実施をしたいと考えてございます。

以上、雑駁ですが、ご説明を終わらせていただきます。

**【会長】** ありがとうございます。

どうぞ、ご質問ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、本件につきましては、承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。

資料60号にまいります。「予防接種事業に係る業務の委託について」でございます。

どうぞ、よろしくご説明ください。

【保健予防課長】お願いいたします。

件名は「予防接種事業に係る業務の委託について」でございます。報告でございます。

まず、事業の概要をご説明申し上げます。

資料60の2ページをお開きくださいませ。

担当課は健康部保健予防課です。

事業名は「予防接種事業」。

目的といたしましては、予防接種事業の実施によって、各ワクチンの対象疾病の発症及び蔓延を防ぎ、区民の健康の向上を図るものでございます。

対象者といたしまして、この予防接種につきましては、予防接種法に基づきまして定期接種として行われる法定接種がございます。これは、昭和23年に予防接種法が制定されてから実施され始めたもので、9疾病現在でございます。

そのほかに、来年度なんです、新たに実施する予防接種として、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが予定されております。この新しいワクチンでございますが、国が交付金を出しまして、原資として、それを基金を設立するものとして実施するものでございまして、法定接種化が予定されているものでございます。したがって、法定予防接種に準じた扱いとなります。

事業の実施内容でございますが、この実施内容は各ワクチンの対象者に対しまして予診票を個別送付いたします。予診票というのは、その対象者に対して個別医療機関で接種が受けられるように健康状態を記載するような内容を盛り込んだものでございます。

2番目といたしまして、次の段階では、その予診票を持って、それぞれ対象者が個別の医療機関に行ってワクチン接種を受けるものでございます。ですから、①で発生するものは、作業といたしましては封入封緘作業が発生いたします。

2番の個別医療機関でのワクチン接種を受けるときには、予防接種の実施ということになるわけです。

そして3番目、③でございますが、その接種を、各医療機関で接種を受けた後、その医療機

関は、翌月の指定期限までに予診票を区に提出し、区が支払うお金を受け取るために予診票を区に提出するということがございまして、これを経過いたしまして、区が、その予診票に漏れや、そういうものがないかどうか点検後に、医療機関に対して委託料を支払うという手順が生じます。ここでは予診票の点検作業ということが生じてくるわけでございます。

そして、想定対象者数、ご案内、そこに記載のとおりでございます。想定接種件数も同様でございまして、いずれにいたしましても13万人を超える対象者となります。

この3つの委託につきまして、それぞれにご説明申し上げたいと思います。

3 ページ、予防接種予診票の封入封緘作業委託について。

情報の保有を持っているのは、保有課といたしましては保健予防課でございしますが、登録業務、要するに委託先でございまして、これは委託先といたしましては印刷業者または新宿区勤労者・仕事支援センターに委託を考えてございます。

そして、委託に伴っての処理情報項目でございしますが、これは、郵送するわけでございしますが、郵送するのに必要な氏名、住所、生年月日でございまして、予診票にはまたそれ以外の健康情報の記載はございません。

媒体といたしましては紙でございまして。

委託理由でございまして。

委託理由は、先ほどごらんいただきましたように、対象者が非常に多いということがございます。それと同時に、さらに新しいワクチンが追加されるということでございまして、事務事業を効率的に実施するために外部委託が必要であると同時に、勤労者・仕事支援センターに対する就労の機会の提供という意味合いもございまして。

委託の内容といたしましては、住所、氏名、生年月日を記載した予診票を渡して、封入封緘作業をしていただきまして、区にそれを納品していただきます。そして、区が郵便局に持ち込むという形になります。

2月1日から新しく、ここでご承認いただければ、ご了承いただければ作業に取りかかりたいと考えております。

それで、委託に当たりましては、一番最後のページにつけてございましてけれども、特記事項、6 ページになります、特記事項を付しまして、これを遵守していただき、個人情報には十分な配慮をいただくようにしたいと考えております。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策でございしますが、あらかじめ取扱責任者及び取扱者を指定するとともに、情報については施錠したキャビネットに保管するようにお願いす

るつもりでございます。

次、4ページ、予防接種の実施委託、これは、実施の委託先といたしましては、医師会、それから新宿区が特に契約をした医療機関ということは、区民がよく利用する他区の医療機関ということになります、そこを考えてございます。

委託の理由といたしましては、区内の医療機関が区民にとって利便性もいいのと同時に、医師会におきましては、区内の医療機関が多数加入しており、かつ会員に対して医学の教育に関する事業を行っております医師会でございますので、委託をするのに相当と考えております。

委託の内容といたしましては、それぞれのワクチンの対象者につきましては、ワクチン接種を行う。実費徴収がある場合には窓口での実費徴収をお願いする。ない場合はもちろん必要ないわけですが、それを行いまして、ワクチンの接種後は必要事項を記載した予診票を区に提出することを委託の内容としております。

それから、その委託の内容及び開始の時期、それから委託に当たり区が行う情報保護対策、それから受託業者に行わせる情報保護対策は同じでございます。

それから、3つ目の委託でございますけれども、5ページになります。

予防接種予診票の点検作業委託、医療機関でワクチンの接種を受け、そのワクチン接種を受けた後、医療機関から区に予診票が送られてくるわけですが、それに漏れがないかどうかチェックする、その点検作業を行う作業でございます、これもやはり封入封緘作業と同様に新宿区勤労者・仕事支援センターに委託先としてお願いしたいというふうに考えてございます。これは、個人の健康情報が記載された予診票が戻ってくるものの点検でございますので、この点検に当たりましては、予防課の中で点検作業を行っていただく。外に持ち出さないという前提で考えております。

そして、その点検する人につきましても、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定すると。それで、提供された情報については、もちろん予防課内で作業を行うわけですので、施錠したキャビネットに保管することになります。

以上、3つの作業の委託についてよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言ございましたらよろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

【山村委員】山村です。

この作業は、今までもあったかと思うんですが、新しい予防接種が増えたので新たに審議に

かけているんですか、それとも今までは違った方法で何か作業をしていたんでしょうか。

【保健予防課長】 予防接種は、かなり古いものでございまして、この個人情報保護法が始まる前からやっているんですが、今までこういうふうな3つの作業と申しますか、封入封緘とか、あるいは点検につきましては、アルバイトにお願いしていたんですね。アルバイトを、年間を通じて平均2.5人から3人、毎日ほとんどのようにお願いしていたんですが、それでも間に合わなくて職員がやっているのが現状でございます。それで、委託することによって、その作業が経費的にも軽減できますし、就労の機会を与えられるというふうな勤労者・仕事支援センターに対しても貢献できるという形でございますので、両方にとってメリットがあるのではないかと考えております。

【会 長】 ほかにございますか。

どうぞ。

【かわの委員】 4ページ目の予防接種の実施の委託について、新宿区医師会と区が必要と認めた医療機関というのは、さっきちょっと区外のそういう医療機関というふうに言われましたけれども、大体どのぐらいの数的に言えばあるのか、それから、ちなみに医師会のところで言うところの何人というのか何カ所というふうになるのか、その辺わかりますか。

【会 長】 はい、どうぞ。

【保健予防課長】 子どもの予防接種につきましては、契約しているところが現在94病院、それから区外の病院ですが、大きなものは4つございます。区境の文京区とか中野区とか、そういうところの区境の病院、かかりつけにしている方が多いものですから、そういうところとは特別に区が契約をしてございます。

大体1割です、全対象者の1割が区外の医療機関を利用しているのが実態でございます。区外の人が新宿区で受けるのも約1割、1割1割の割合でございます。

【かわの委員】 そうすると、特に区境のところなんかはそういうところもあるし、あるいはそうじゃなくてもやっぱりいろいろな経過があって、かかりつけ医が新宿区医師会に所属していないところがあっても、それはもちろん極めて個人的なところは別にしても、それがその一定の数になれば、そういうところは必要と認めた医療機関としてこの対象にしようという、そういうお考えがあるという、そういう理解でいいんですか。

【保健予防課長】 そうです。考え方といたしましては、区民の利便性を図り、接種率を高めていただくことが疾病の蔓延防止につながるわけですので、医療機関が了解さえしてくれば、新宿区としては契約したいと。大きな病院でも、現に大学病院とも契約しておりますし、医療

機関の事情さえ許せば契約したいと考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】この委託期間なんですけれども、2月1日以降継続とあるんですけれども、これは、対象が中学1年から高校1年という、以降という今年度だけじゃなくてずっと続くとすると、また来年度は新しい中学1年生も入っていらっしゃるでしょうし、そうするとこの渡したものをこちらに返していただくという期間はどういうふうになるのか教えてください。

【会 長】はい、どうぞ。

【保健予防課長】予防接種は継続する事業でございます。したがって、2月1日以降というこの書き方なんです、この新しい3つのワクチンについては、来年度、開始予定ということで考えさせていただき、現在、考えを進めているところなんです、2月1日から準備行為に入らなければ、4月の実施に間に合わないというふうな期間的なものがございまして、2月1日以降継続ということで記載させていただいたんです。

【鍋島委員】資料をお渡ししたのを戻されるのはいつですか。

【保健予防課長】どうも失礼いたしました。

委託先に対する個人情報の提供ということでよろしいんですか。これは年度ごとでございます。

【鍋島委員】そうすると、継続とありますけれども、こちらの会計では年度ごとに渡したものは、会計は年度ということでよろしいですか。そこはそういうふうに書いていただいたほうがわかりやすい。

【保健予防課長】事業は継続します。

【鍋島委員】けれども、この関連の、それはお渡しした資料は区に戻す。私なんか思うのはここでやるべき仕事かなど。個人情報の。

【保健予防課長】質問を正しく理解しないで申しわけございません。

まず、封入封緘作業、一つ一つの委託の内容、作業について申し上げますと、封入封緘作業は、もうすべてがその都度戻ってきますので、相手先に情報が残ることはありません。

それから、予防接種の実施委託につきましては、予防接種の実施の記録、予診票に記入した記入済みの予診票、これについては医療機関に1枚残ります。それは、カルテの保存期間は5年になっておりますので、5年はその医療機関に残ることになります。だけど、これは外部に出ることはありません。

それから、もう一つ、複写として区に対して請求するための予診票の写しがあるんですが、

それは区に返されますので、医療機関と区にしかこの情報は残りません。

それから、3つ目の作業でございますが、点検作業、これは、予防課内から持ち出すことはありませんので、外には出ません。したがって、予防課内で保管は5年ということになります。

【鍋島委員】特記事項の7のところで、その返還が契約終了後となっているものですから、このところで継続となっていると、契約期間がいつからいつまでなのか、私、わからなかったものですから、そうするといつからいつになるわけですか。

【保健予防課長】契約期間ですか。

【鍋島委員】これは、特記事項にあるのは、契約期間が終了後は返すということになっているものですから。

【保健予防課長】事業としての契約は年度でございますけれども、例えば封入封緘で言えば、封入封緘作業が終わる、そのときまでと、1週間から10日、終わった時点でもう終わりになります。

【鍋島委員】そういうことは特記事項にうたわれるわけですか。継続となっているだけなので、契約期間がないので。

【保健予防課長】7番のところに「ただし」というふうなただし書きがございますが、「甲が別に指示したときは、その指示によるものとする」ということが書いてございますので、この中に含まれるものかと考えられます。

【鍋島委員】ああ、そうですか。何かちょっとこことしては継続となって、さっきも出ましたけれども、期間がわかりにくいので……。

【保健予防課長】すみません、表現がちょっと誤解を招くような形になってしまいまして申しわけございません。

【区政情報課長】事務局ですけれども、以降継続というのは、先ほど、きょうの最初にもちょっとお話ししましたけれども、特にこの中で変更がない場合には、毎年度この封入封緘作業委託等をこの審議会にかけないという意味での以降継続ということですので、特に契約期間とか、そういう意味ではありません。

【鍋島委員】そうすると、これは特に言ったのは、中学生や高校生ですから毎年増えるわけですね。それから、減るわけですね。だから、要らなくなったものは返ってくるのか、それともその都度戻るのか、そのところが判然としなかったもので、普通の事業と違うので、人が入れかわると思うんですね、だものですから。

【会 長】どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

委託というものが非常に増えていると思うんですね。それで、どなたかからもご意見がありましたように、委託についての全体的な状況というのもそろそろ把握したいという気持ちにだんだん変わってまいりました。

それから、事務局の方にお願いですけれども、新宿区の場合、委託というものに関しては、どういう種類の委託がどうなっているかというあたりの全体図のようなものをある程度勉強材料として出していただければありがたいと思うんですね。例えば、計算の委託ですとか、もう委託と言えどごみ収集だって委託と認められますし、いろいろいっぱいあると思うんですよ。ですから、そういうことに関しては、全体的な状況という、どうなっているかというような形のところを理解するほうがかえってこっちの問題の理解の仕方もいいのではないかと思います。非常に無理難題を言って申しわけありませんけれども、時間のあるときに結構ですから、あるいはそういうちょっと余っている時間などを利用していただければありがたいと思います。

それから、委託の、これは余り話してもどうかと思いますけれども、例えばどういう問題が従来あったかということと同時に、どういう改善方策が考えられるのかというあたりも。特に情報公開との関連で言えば、そういった問題がないわけじゃないと思いますので、よろしくお願ひできますでしょうかと思います。

どうぞ。

【区政情報課長】事務局です。区政情報課長です。

委託の全体の状況ということです。毎年度、個人情報保護の状況というのをこの審議会に報告させていただいております。その中で、業務委託が何件あってどういう内容でということ、大体いつも駆け足になってしまうので、それぞれ個別の議論まではできないんですけれども、資料等は出しておりますので、そちらのほうを御覧いただければというふうに思っております。

【会 長】僕は、例えばごみの収集なんか多少勉強しているんですけども、ある町では、市内に4つか5つの業者がいて、お互いに競争している状態だったんですけども、市がある程度介入しまして、1つの業者か2つの業者に合理化するように努力して、そこに委託するというような形をとったケースがありました。余り行政が関与するのはどうかと思いますけれども、同じような業務を同じような会社が複数存在して競争しているという状態は、いい場合もありますけれども、場合によっては嫌な問題がある場合もあって、統合したほうがいいというような場合、そういうことも考えられるわけですね。

ですから、新宿区の場合も、情報公開とは直接関係ないと言われるかもしれませんが、そういうようなことについてある程度教えていただければと思います。

【区政情報課長】ごみについては、実は特別区は、市とは違いますので、一部事務組合という形で実施しております。各区で収集運搬はやっているんですけども、事務組合が全体は統括しているような形になっております。

あと、一般の個人情報業務委託の状況は、区長部局が昨年度ですと268件、教育委員会が19件等の形で299件という業務委託の状況になっています。こちらは本当に項目を全部出している形なんですけれども、そちらを御覧いただくような形になると思うんですけども。

【会 長】余り言い過ぎるとどうかと思いますけれども、委託されている会社の従業員の労働の状況というようなものがイメージとしてわいてこないというのがあるんですね、どういふふうに仕事されているのかというあたりね。そういうのがとりあえずできれば、そういう人が情報の管理についてどういうことをいろいろ期待されているかとか、あるいは何をどう守らなきゃならないのかということをもう少し具体的に理解できると思うんですけども、今のところはそういうところがよくわからないものですから、例えば委託されている労働者が、そこに組合をつくるときに、組合をつくるのが果たしてできるのかどうかというようなこと一つ見ても、何でもなような労働問題に関連するだけじゃなくて、そういうような問題があると理解できれば、その職場にとっては、情報の管理の場合、どういうことをしなきゃならんとか、なぜそういうことが注意しなきゃならないかということがもう少しはっきりわかってくることがあるんですけども、今のところ計算事務をやっているところに行っただけがないものですから、僕なんかは現場に行っただけがないんですよ。ですから、どうやっているのかと思っちゃうんですよ。

コンピューターがあって、コンピューターの前で仕事をしていて、コンピューターから漏れないようにだけ考えていけばいいわけですけども、しかしそういう問題を考えたときに、やっぱりもう少し労働条件がどういふふうにあって、直接うちがどうでというような問題が絡んでくることがあれば、それを知ったほうが、かえって本当の意味での情報管理とか情報公開についての重要性というのがわかってくると思うんですけども、そういうのがわからないで、ただ、もやもやにしようかということを行っているだけでしょ。僕なんかまさしく典型的なものなんですけれども、自分の勉強不足でまことに申しわけないんですけども、もうちょっとそういうあたりのことを会議に出していく必要があるような気がするんですね、情報公開に限らず委託というものと区政との関係で言えばね。

というのは、もう10年前と比べると本当に委託業界というのは物すごくいろいろ伸びてきているわけでしょう。どこからどこまで区本来の仕事としてやっておられるのか、直営はどうか、委託はどうか、その分配はどうかというあたりはほとんどわからない状態ですよ、僕らにとってはね。せめてちょっとあいた時間でもあれば、そういう時間のときに委託というものは、どういうことでどういうところで伸びていって、どういう問題があったというようなことをちゃんと教えていただければ、また情報と委託の理解の仕方も多少は変わってくるような気がするんですけども、どう思いますか、本当に理解しようと思えばですよ。無理難題を言ったようで恐縮ですけども、何かそういうようなことを僕自身思ったものですから、そちらでやっていただけますか。

【区政情報課長】個人情報という領域よりももう少し広いような公契約とか、そういった領域かもしれませんけれども、少し検討させてください。

【会 長】どうも大変失礼しました。すべて終わったと思って、どうも失礼しました。まだ終わっていなかったもので、失礼しました、本当に。

資料60の件に関しましてですけども、これは了承ということによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】どうも大変申しわけありませんでした。

資料61にまいります。「職員の各種健康診断の委託について」でございますけれども、どうぞ説明をよろしくお願いいたします。

【人材育成等担当課長】「職員の各種健康診断の委託について」ご説明申し上げます。人材育成課長の山本です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の2ページ、お開きいただけますでしょうか。

事業名としては「職員の健康管理」。

担当課としては私ども総務部人材育成等担当課。

目的は職員の健康管理ということでございます。

対象者としては職員（常勤、再任用、非常勤）でございます。

事業の概要を御覧になっていただきまして、1番から5番まで各種健康診断を掲げておりますけれども、1から4につきましては既にもう実施しております、今回は、主に5番について、ご説明、ご報告いたしたいと思っております。

今回のメンタルヘルスチェックの委託に関しましては、ここにも記載してございますように、急速に増加しているメンタルヘルス問題の対策として、最も重要とされる未然に防ぐ対策を図

り、職員の心と健康を保つことを目的として実施するというを考えております。

これまでも、私ども、職員の健康管理に関しましては、特にメンタルヘルスに関しましては、自らの気づきによるセルフケア、それから管理監督者におけますコミュニケーションのラインケア、それから産業医、臨床心理士とのスタッフケアということで、この三位一体となってやっていますけれども、どうしても事後的にならざるを得ない状況があります。

そういうこともございまして、この1から4に掲げます特に1から3は夏の時期にやっている定期健康診断、この時期に合わせまして、職員のメンタルヘルスの健康診断を合わせて効果的にやっていただきまして、体の健康診断に関しましてはもう定着しておりますけれども、メンタルに関してはまだまだ認識が薄い部分もございまして、これは、体の健康診断と合わせた時期にやることによりまして、その意識を高めると同時に、やはりその時点でご自分で気づいていただくと、そういういことでやっていきたいと考えております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

ここに掲げておりますのも1から4までも含めた各種健康診断の委託についてでございます。

委託先につきましては、1から4等につきましては、去年、5年置きの入札で決まっております、今回のメンタルヘルスチェック委託に関しましては、一応、競争入札を考えておりますけれども、時期的には定期健康診断と同じような時期にと考えております。

委託先に提供する項目としては、ここに掲げておりますように、対象職員の氏名以下、同一でございます、職名まで。

委託先に収集させる項目としては、ここにちょっと詳しく書いておりませんが、メンタルヘルスのチェック票、簡単な問診票みたいなチェック票を出していただくということです。

それから、それは電磁記録なり紙で情報項目の記録媒体としたいと。

委託理由としては職員の健康管理ということでございます。

委託の内容としましては、ここにほかの健康診断と同様に、区から提供を受けた対象職員の情報に基づき健康受診票等を作成すると。

それから、各種健診といいますか、メンタルヘルス健診もあわせて行いまして、あと3番にございますように健診結果を作成するというでございます。

委託の時期は23年4月から、実際の実施時期は7月の定期健康診断時となります。

委託に当たり区が行う情報保護対策等につきましては、ここに記載されている以外にも、当然、メンタルに関しましては非常にプライバシーの保護をやっぴり重要視しなければなりませんので、今回の実施につきましては、個人の同意に基づいて行うということで、メンタルヘル

スチェック票の裏に同意欄等を設けたりしたいと思います。

それから、このセルフチェック票の回収に関しましては、区担当者、それから受託者以外が関与しないようにプライバシー保護を十全に図っていきたいと思っております。

それから、結果の通知に関しましては、受託者が封入封緘し、担当者が各個人あてに送付するというので、私どもが直接見られるようにはなっていません、個人の情報に関しましては、

それから、当然ながら受託先に関しましては、プライバシーマーク取得を契約の条件として、必要に応じて個人情報取扱規定等を照会させるといったようなところでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言ございましたらよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

【かわの委員】資料、だめだよ、これね。だって、メンタルヘルスチェックが今回の主なあれだということに、委託先に収集される項目にその部分が何も入ってなくて、今、口頭でそういう話をされて、だからどんなものをやるのかなと思ったら、だから例えばそれはどんなものなのか。この資料をちゃんとだからメンタルヘルスチェック票ならそういうことで収集させる項目ということできちっと入れなければ、だからそこはちゃんと、まさかこの総合判定等の等の中に入っていますというんじゃおかしな話で、そこはちゃんと言って。

【人材育成等担当課長】今回このつくりが既に行わせていただいています健康診断と一緒にのような仕様になってしまったものですから、ちょっとその辺が本当に甚だ遺憾なことになってしましまして大変申しわけございません。

【かわの委員】いや、だから委託先に収集させる項目で、メンタルヘルスチェック委託というのに関するものの具体的な項目は何ですかと。さっき言ったように、メンタルヘルスチェック票ということ、ちゃんと言ってください。そうしたら、これを書きますから、それ、書いたものをちゃんと了承というふうにしなければおかしいでしょうというのが。

【人材育成等担当課長】実際上は、ちょっとご説明が長くなって申しわけありません、厚生労働省が職業性簡易ストレスチェックというふうな……。

【かわの委員】いい、いい、だから細かいのはいいから……。

【人材育成等担当課長】それに基づきまして心の健康診断チェックリストということで、この問診票といえますか質問項目を出させていただくということでございます。

【かわの委員】それを報告させるということですね。それが今回の言ってみればメインという

か主なところだということですか。それはわかりました。

それから、もう一つ、委託の内容の関係で、健診結果を作成して対象職員へ配布するとともに、区の担当課に写しを送付するというふうになっていますけれども、これは、その写しは担当課が紙ベースで持っているということでのいいのか。例えばさっきみたいに特定保健者は区が一括してコンピューターで管理をするというふうになっているけれども、この部分については、例えば人材育成課がそういうような紙ベース以外の形で持つとかと、そういうことを考えているわけではないということ、その辺はどうなんですか。

【人材育成等担当課長】紙ベース以外で持つことは、個々の健診結果でございますか。

【かわの委員】そうそう。だから、健診結果を作成するとなっているでしょう。区を通して対象職員に配布するというのは、それは当然ですよ。ともに区担当課に写しを送付するとなっている。だから、これは、区担当課のみが紙ベースで持っているということなのか、あるいはそれをトータルとして人材育成課として、それを全部、データベース化するようなことはここでは考えていないし、今のところそういうことはないということなのか、その辺を確認だけしたいんですけども。

【人材育成等担当課長】すみません、説明が悪くて。

区担当課と申しますのは、私ども、これを所管しております人材育成担当課におきまして、その情報を持つということでございます。ですから、個々の職員が属している各担当課に写しを置くという意味ではございません。

【かわの委員】だから、この区の担当課というのは、例えば総務課だとか、例えば土木管理課とか、そういうことじゃなくて人材育成課という意味ですね。

【人材育成等担当課長】すみません、そういう意味でございます、書きぶりが不明確で。

【かわの委員】それならずっとそういうふうに書いてもらおうと、そうするとそこが一括をして……。

【人材育成等担当課長】そうです。一括して、ですからそれもプライバシー保護の観点からも、私ども、一括管理して……。

【かわの委員】そこはきちんと……。

【人材育成等担当課長】個人情報もしっかり漏れないように一括管理ということですよ。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにないですか。

はい、どうぞ。

【鍋島委員】 そうすると、この委託先は医療機関なんですか。

【人材育成等担当課長】 医療機関を考えております。

【鍋島委員】 医療機関。今までは4番までが医療機関に委託していたわけ。

【人材育成等担当課長】 そうです。

【鍋島委員】 初めてこのメンタルチェックをするわけですね。

【人材育成等担当課長】 そうです、初めて。

【鍋島委員】 そのメンタルチェックの結果も、戻ってくる先はこの人材育成課。

【人材育成等担当課長】 そうです。私ども、集約しまして……。

【鍋島委員】 個人じゃなくて……。

【人材育成等担当課長】 今まで定期健康診断もそうですし……。

【鍋島委員】 これは、というのは、健康診断はすごくいいんですけども、これは一般的だから、メンタルチェックというのはすごい本当に個人情報だし、それからその検査の仕方によっても、私もちょっとかかわっているんですけども、そのときの問診票の書き方とか、その先生の個人的なまた問診の仕方とかでいろいろ変わってきちょうものがあるって、いろいろな苦情が私なんかのところも来たこともあるんですけども、だからそういうものは、もし区民だったらば、区民、直接に医療機関から来るわけですよね。それが、区の担当課、医療機関でも医師でも医療関係の専門家でもないところに保管されるというのが、これはやっぱり個人情報ですからお話ししたほうがいいと思うんですけども、そうするとそこは何人が、担当課がこれを見るわけですか。

【人材育成等担当課長】 担当者としては2名が担当しておりますけれども……。

【鍋島委員】 2名の課長とか、そういう方なんですか。

【人材育成等担当課長】 主査です。

【鍋島委員】 主査様がやるんですか。だから、このチェック票については、本当に厳密に主査様以上の方、やっぱりできれば医療関係の方がきちんとしてないとまずいと思います。

【人材育成等担当課長】 それとあと見られるのは産業医ですかね。

【鍋島委員】 だから、産業医の方が見るんならいいですけども、それで見て、それでほかの人には分からないように同封するならいいですけども、やはりほかの人が見る場合は、ちょっと違う場合もありますから、専門家じゃないと、これ、とても怖いです。

【人材育成等担当課長】 基本的には、医療機関から結果が送られてきたら、もう向こうでもう封緘されていますので、私どもが取り継いでそのまま職員へ渡すだけなんですよ。

【鍋島委員】ならいいんですけれども……。

【人材育成等担当課長】ですから、私どもが一たん見て封入封緘するわけではございません。

【鍋島委員】ないんですね。

【人材育成等担当課長】それはもう間違いないんです。

【鍋島委員】いやいや、その写しを何か送付するとなっていたから、この開いて写してと、この写しとなっていたんで私は心配したんです。

【人材育成等担当課長】すみません、ここの表現が適切ではございませんので……。

【鍋島委員】そうじゃないの。

【人材育成等担当課長】そうではありません。

【鍋島委員】この写しというのはないわけですね。

【人材育成等担当課長】この写しという、総括的なデータを私どもは持っていますけれども、それも限られた人間しか見られないように……。

【鍋島委員】データ自体じゃなくて、封緘されて返ってきたのが何人やったかというようなデータだけの写しなんですか。

【人材育成等担当課長】そうです。

【鍋島委員】この写しというのがよくわからなかったんで……。

【人材育成等担当課長】そういう意味です。ですから、実際に健診票みたいな形で印刷されたものは、私どもが受け取ってそのまま職員にすぐ……。

【鍋島委員】それが封緘されて返ってくるわけですね。

【人材育成等担当課長】そうです。封緘されて私どもも直接は……。

【鍋島委員】じゃ、写しというのは何なんですか、これ。

【人材育成等担当課長】ですから、ちょっとここは表現が写しというふうになっているのがあれなんですから、要するに……。

【鍋島委員】じゃ、写しはないんですね。

【人材育成等担当課長】そうです。データという意味……。

【鍋島委員】それをきちっとお書きになったほうがいいと思う。

【人材育成等担当課長】すみません、申しわけございません。

【鍋島委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますでしょうか。

じゃ、よろしいですか。

では、本件につきましては、了承でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもありがとうございました。

資料62にまいります。「新宿区長選挙意識調査業務の委託について」でございます。

ご説明、よろしく願いいたします。

【選挙管理委員会事務局長】選挙管理委員会事務局長でございます。

それでは、新宿区長選挙の意識調査業務委託についてということで、お手元の資料に即しましてご説明いたします。

事業の概要ですが、新宿区長選挙における投票状況、有権者の選挙に関する意識等を調査し、今後の選挙の執行・管理及び選挙啓発事業の参考とすることを目的といたします。

対象者といたしましては、新宿区長選挙、これは昨年11月14日に行われた選挙でございますけれども、そのときの当日有権者ということでございます。

事業内容ですが、記載のとおりなんですけれども、当日有権者の中から単純無作為抽出法により抽出した者2,500名に対し、主に新宿区長選挙への意識や選挙時啓発事業などに対する効果等を調査いたします。

調査票の設問は20から25問程度。

調査方法は郵便による送付・回答方式です。

回収した調査票に基づきまして、受託業者が報告書を作成し、選挙管理委員会事務局に納品いたします。対象者へのあて名シールは選挙管理委員会事務局が2セット、2セットというのは、当初の調査票を送付するときと、その後お礼状といたしますか、督促を兼ねてですけれども、もう一回送付する機会がございますので、それは選管のほうでシールを用意すると、そういうものでございます。

3ページ目でございますけれども、重複する部分は割愛いたしますが、委託先は記載のとおりでございます。入札です。

委託に伴い事業者処理させる項目ですけれども、先ほど申し上げましたように、送付するときのあて先の住所、氏名等については、これは選管のほうで用意したものを渡すということでございます。

調査票の中に回答者の属性に関する情報がございます。年齢、性別、職業、新宿区の居住年数等でございます。職業と申しますのは、会社員、自営業、公務員、学生、その程度のくくりでございます。

それと、委託の内容でございますが、先ほどご説明したところは割愛しますけれども、調査票の回答先は選管の事務局です。個人識別情報がないかどうかを選管事務局で確認した後、調査票を委託業者に渡します。業者のほうは、渡された調査票に基づきまして報告書を作成し、選管事務局に納品いたします。

期日はそこに記載のとおりでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますけれども、この後、4ページに特記事項がございます。

それと、回収した調査票でございますけれども、調査報告書作成後2週間以内に選管事務局へ返還させると。

以上のような内容で業務委託を行いたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたら。

はい、どうぞ。

【ひやま委員】すみません、委託に伴い事業者に処理させる情報項目で、回答者の属性に関する情報で、居住年数等の等、ほかに何をお聞きになるのでしょうか。

【選挙管理委員会事務局長】家族構成といいますか、要するに何人家族、それと住居の形態、例えば持ち家か賃貸かと、そういうことですね。それと、居住地区というのは、四谷であるとか落合であるとか、そういう地区をお聞きすると、その程度でございます。

【会長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【かわの委員】まだ項目から20から25項目ということを行っているぐらいだから、調査票はできていないということですよ。これは、過日のここの審議会の中でも、そもそも調査項目自体が個人情報にかなりプライバシーに係る部分があるんじゃないかなというふうに、そういう議論もあった、そういうところがあるだけに、きょうはこれは、その部分については私は特に問題ないと思うからいいんですけれども、できればそういう文ができたときに、どういうアンケートなのかというのを参考に、できた後で結構ですけれども、一部、それはそちらなのかこの事務局のほうなのか、ちょっともらったほうがいいかなというふうに思いますので、そこはいかがでしょうか。

【選挙管理委員会事務局長】それでは、できた時点でこちらの事務局のほうに渡すようにしま

す。

【会長】ほかにございますか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会長】どうもありがとうございました。

資料63にまいります。すみません、本当に。「区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について」でございます。

ご説明をよろしくお願いいたします。

【土木管理課長】土木管理課長でございます。

それでは、「区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について」ご説明をさせていただきます。

お手元の事業の概要をごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、担当課、私どもみどり土木部土木管理課でございます。

目的といたしましては、当課で管理しております文書をスキャナーで電子データ化し、文書の保管場所の省スペース化と文書検索の効率化を図ることを目的としてございます。

対象者でございますけれども、新宿区内の全域、18.23平方キロメートル内に居住されている土地をお持ちになっている方の資料ということになります。

下に事業内容でございますけれども、1番の特別区道の認定、廃止、区域決定、供用開始の文書から6番の所有地境界確定通知書まで、この6種類の文書をスキャナーで読み取りまして、電子データ化をいたします。

それで、ちょっと次の資料をごらんになっていただければと思います。

委託業務でございますけれども、今申し上げた内容のものを電子データ化して納品していただくということを委託するものでございまして、これにつきましては、委託先は見積もり競争により決定をする予定でございます。

それで、委託に伴いどのような情報が処理をされるのかということでございますけれども、これについても別紙がございますけれども、先ほど言いました1番の特別区道の認定、廃止、区域決定、供用開始というようなことでございますと、住所、氏名、地番、土地の面積、地目、あるいはそのほかに案内図でございますとか土地の公図の写し、登記事項証明、印鑑証明等々ここに記載されているような書類でございます。

ほかの2番から6番につきましても、おおむね同様に土地関係に係る住所、地番、氏名、面

積、地目等々のほか、同様の文書でございます。

こちらにつきましては、昨年も実は本委員会にお諮りをしまして、昭和22年度分から平成20年度分までの区道の認定、廃止の文書、区有地の境界確定文書については委託をさせていただきました。電子データ化をしたところでございます。今年度、それ以降の20年度後半から今年度前半までの文書並びに先ほどお話をさせていただきました6種類の文書のうち、3、4、5、6については今年度新規でございまして、こちらについて新たに電子データ化を図りたいというふうに考えているところでございます。

また、前は1件ごとということでお諮りをさせていただきましたけれども、今回、委託の開始及び期間につきましては、23年2月から3月までということをご予定してございますけれども、引き続き来年度以降も同様な対応をさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。

【鍋島委員】質問じゃないんですけども、本当にこれをしていただかないと、古いところの区道について、これで建物を建てるのにすごく分からないんですよ。ほとんど分からないような図が出てきたりするんで、そのときにやはり余り分からないものはきちっとした形で登録されると思いますので、本当にどうぞ早く進めていただきたい。本当に接道している人は大変苦労するので、ありがとうございます。

【会 長】ほかにございますか。

じゃ、本件につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】どうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

以上をもちまして、今日用意していただきました事項につきましては終了いたしました。どうも大変先ほどは時間のミスで失敗してしまいまして申し訳ありませんでした。せっかく皆さん時間に協力していただいたのに、僕が長くしてしまって本当に申し訳ない。すみません。

それで、次の会合の話にまいります前に、何か全体としてご意見ございますか。

よろしいですか。

【区政情報課長】よろしいですか。

次回の審議会です。1月28日金曜日の午後2時からを予定しております。場所につきましては

も、本日と同じ第3委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

件数は、同じく10件程度はありますので、よろしくお願いいたします。本日も、本  
当に長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

【会 長】じゃ、きょうはこれで終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

午後4時27分閉会